



# 山形県公報

平成16年1月23日(金)  
第1510号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....    | (障害福祉課) ...48       |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... | (庄内総合支庁福祉課) ...同    |
| 地域森林計画の変更の公表.....               | (森 林 課) ...同        |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....     | ( 同 ) ...同          |
| 歳入の収納の事務の委託契約の解除.....           | ( 同 ) ...50         |
| 歳入の収納の事務の委託.....                | ( 同 ) ...51         |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....             | (村山総合支庁農村計画課) ...52 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....             | ( 同 ) ...同          |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....          | (庄内総合支庁農村計画課) ...53 |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....      | (都市計画課) ...同        |
| 道路の区域の決定.....                   | (村山総合支庁建設総務課) ...54 |
| 道路の区域の変更.....                   | ( 同 ) ...同          |
| 一般国道の供用の開始.....                 | ( 同 ) ...55         |
| 県道の供用の開始.....                   | ( 同 ) ...同          |
| 道路の区域の変更.....                   | (最上総合支庁建設総務課) ...56 |
| 県道の供用の開始.....                   | ( 同 ) ...同          |
| 開発行為に関する工事の完了.....              | (最上総合支庁建築課) ...同    |
| 道路の区域の変更.....                   | (置賜総合支庁建設総務課) ...同  |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |    |
|--------------------|----|
| 政治団体の解散.....       | 57 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 58 |
| 同.....             | 67 |

### 公 告

|                                                     |                     |
|-----------------------------------------------------|---------------------|
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....                           | (商業振興課) ...69       |
| 同.....                                              | ( 同 ) ...同          |
| 同.....                                              | ( 同 ) ...同          |
| 同.....                                              | ( 同 ) ...70         |
| 同.....                                              | ( 同 ) ...同          |
| 同.....                                              | ( 同 ) ...同          |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                                   | (置賜総合支庁建築課) ...同    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                             | (庄内総合支庁企画振興課) ...72 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....                                | (出 納 局) ...73       |
| 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に<br>関する公告..... | ( 同 ) ...74         |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第54号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                      | 事業所の名称及び所在地                                | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|-------------|
| 有限会社 ヴィーヴル<br>米沢市中央四丁目1番21号<br>コーピラス米沢立町1303号 | ヴィーヴル21<br>米沢市中央四丁目1番21号<br>コーピラス米沢立町1303号 | 身体障害者居宅介護    | 平成15.12.26  |
| 社会福祉法人 南陽<br>南陽市宮内3750番地の1                    | ほなみホームヘルパーステーション<br>南陽市宮内4653番地1           | 同            | 平成16. 1.15. |

## 山形県告示第55号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地                             |                              | 変更年月日      |
|------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|------------------------------|------------|
|                                    |           | 変 更 前                                   | 変 更 後                        |            |
| 庄内交通観光バス・ハイヤー株式会社<br>鶴岡市日和田町20番37号 | 訪問介護      | 庄内交通観光バス・ハイヤー指定訪問介護事業所<br>鶴岡市日和田町20番37号 | 庄交指定訪問介護事業所<br>鶴岡市日和田町20番37号 | 平成16. 1. 8 |

## 山形県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
新庄市大字五日町字柴草山・字梅ヶ崎・字小泉・大字金沢字阿部楯山・字空蔵山・大字鳥越字八幡沢水上  
(以上6字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字柴草山・字阿部楯山・字空蔵山・字八幡沢水上 (以上4字について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小泉・字阿部楯山・字空蔵山・字八幡沢水上 (以上4字について次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字沢内野・字葉山 (以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字沢内野・字葉山 (以上2字について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字沢内野・字葉山 (以上2字について次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡舟形町大字堀内字沢ノ内・字大谷地山・字蛇喰・字鍋倉・字馬鬼沢・字三河山・字大平・字沢内裏山・字寒水沢・字久兵衛沢・字冷水沢 (以上11字国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字蛇喰・字鍋倉・字馬鬼沢・字三河山・字大平・字冷水沢 (以上6字について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鍋倉・字三河山・字大平・字沢内裏山・字寒水沢 (以上5字について次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字清水字水ヶ沢 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水ヶ沢（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 5 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字三ツ沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字三ツ沢（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ツ沢（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 6 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡鮭川村大字曲川字深沢・字木ノ根坂（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字深沢・字木ノ根坂（以上2字について次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木ノ根坂（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに新庄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成15年11月5日に解除した。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称      | 住 所                   |
|----------|-----------------------|
| 飽海地方森林組合 | 飽海郡平田町大字飛鳥字矢舞台64番地の19 |
| 遊佐森林組合   | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字下夕ノ川14番地  |

## 山形県告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のより次のとおり歳入の収納の事務を委託した。  
平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 委託した収納事務  
山形県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び住所

| 名 称         | 住 所                    |
|-------------|------------------------|
| 山形県森林組合連合会  | 山形市蔵王成沢字町浦535番地        |
| 山形地方森林組合    | 山形市替所14番2              |
| 西村山地方森林組合   | 西村山郡西川町大字海味7番地2        |
| 東根市森林組合     | 東根市大字東根字大森5800番地の2     |
| 最上広域森林組合    | 最上郡真室川町大字新町字下荒川270番地の1 |
| 金山町森林組合     | 最上郡金山町大字山崎34番地5        |
| 米沢地方森林組合    | 米沢市大字笹野517番地の1         |
| 西置賜ふるさと森林組合 | 西置賜郡飯豊町大字椿2888番地の26    |
| 小国町森林組合     | 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目57番地  |
| 出羽庄内森林組合    | 鶴岡市大字水沢字山ノ腰31番地の1      |
| 温海町森林組合     | 西田川郡温海町大字大岩川字木揚場8番地    |
| 飽海地方森林組合    | 飽海郡平田町大字飛鳥字矢舞台64番地の19  |
| 遊佐森林組合      | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字下夕ノ川14番地   |
| 山形県木材産業協同組合 | 山形市桜町2番35号             |

- 3 委託年月日  
平成15年 9月30日

## 山形県告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年1月23日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所             |
|----------|---------|----------------|
| 理事       | 伊藤 定夫   | 天童市大字道満165 - 1 |
| 同        | 水戸 諭    | 同 山口1420       |
| 同        | 伊藤 孝平   | 同 748          |
| 同        | 村山 嘉次義  | 同 田麦野479       |
| 同        | 松田 登    | 同 山口2846       |
| 同        | 伊藤 長兵衛  | 同 2408 - 3     |
| 同        | 荘 司 勝   | 同 216 - 1      |
| 同        | 東海林 稔   | 同 田麦野473       |
| 同        | 小川 芳徳   | 同 道満250        |
| 同        | 大山 茂    | 同 山口2130       |
| 同        | 伊藤 栄作   | 同 671          |
| 同        | 森谷 新一   | 同 田麦野459 - 3   |
| 監事       | 滝口 民三   | 同 山口679        |
| 同        | 水戸 富雄   | 同 2053         |
| 同        | 小川 五右エ門 | 同 道満275 - 4    |

## 山形県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年1月23日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所             |
|----------|-------|----------------|
| 理事       | 伊藤 定夫 | 天童市大字道満165 - 1 |

|     |             |   |            |
|-----|-------------|---|------------|
| 同   | 水 戸 諭       | 同 | 山口1420     |
| 同   | 伊 藤 孝 平     | 同 | 748        |
| 同   | 後 藤 茂       | 同 | 田麦野901     |
| 同   | 阿 部 富 男     | 同 | 山口2843     |
| 同   | 伊 藤 長 兵 衛   | 同 | 2408 - 3   |
| 同   | 伊 藤 栄 作     | 同 | 671        |
| 同   | 森 谷 新 一     | 同 | 田麦野459 - 3 |
| 同   | 小 川 芳 徳     | 同 | 道満250      |
| 同   | 水 戸 富 雄     | 同 | 山口2053     |
| 同   | 松 田 豊 晴     | 同 | 187        |
| 同   | 武 田 義 見     | 同 | 田麦野99      |
| 監 事 | 小 川 五 右 ヱ 門 | 同 | 道満275 - 4  |
| 同   | 大 山 茂       | 同 | 山口2130     |
| 同   | 村 山 千 代 美   | 同 | 田麦野983     |

## 山形県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届 出 者 の 名 称     | 地 区 名 | 事 業 の 名 称       | 工 事 完 了 年 月 日      |
|-----------------|-------|-----------------|--------------------|
| 月 光 川 土 地 改 良 区 | 箕 輪   | 基 盤 整 備 促 進 事 業 | 平 成 15 年 12 月 11 日 |

## 山形県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
- (2) 名 称 東中野地区地区計画

## 2 縦覧の場所

## 土木部都市計画課

## 山形県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月23日から同年 2月 5日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大野目内表線
- 3 敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------|
| 山形市馬見ヶ崎三丁目54番から<br>同 大字内表字内表南568番まで | 63.0メートル<br>ゝ<br>30.0 | メートル<br>1,700 |

## 山形県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月23日から同年 2月 5日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 山形山辺線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 山形市大字鯨洗字中屋敷1844番 3 から<br>東村山郡山辺町大字山辺字中江2965番15まで | 旧    | 28.0メートル<br>ゝ<br>8.0   | メートル<br>483 |
| 同 上                                              |      | 190.0メートル<br>ゝ<br>16.8 | メートル<br>498 |
| 同 上                                              | 新    | 94.0メートル<br>ゝ<br>16.8  | 同 上         |

- 2 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 天童大江線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|---------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 天童市大字小関字田切1649番から<br>同 大字蔵増字押切2308番まで | 旧    | 380.0メートル<br>ゝ<br>10.5 | メートル<br>639 |
| 同 上                                   | 新    | 370.0メートル<br>ゝ<br>10.5 | 同 上         |

- 3 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 山形羽入線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|---------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 山形市江俣五丁目 2 番 1 から<br>同 9 番23まで  | 旧    | 180.0メートル<br>と<br>30.0 | メートル<br>283   |
| 山形市江俣五丁目 2 番 1 から<br>同 本屋敷54番まで | 新    | 180.0メートル<br>と<br>28.0 | メートル<br>1,623 |

- 4 (1) 道路の種類 県 道  
 (2) 路 線 名 上山七ヶ宿線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 上市市関根字関根46番 1 から<br>同 相生字屋敷50番まで | 旧    | 11.0メートル<br>と<br>8.0 | メートル<br>570 |
| 同 上                              | 新    | 30.0メートル<br>と<br>8.0 | 同 上         |

山形県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月23日から同年 2月 5日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号  
 2 供用開始の区間 山形市替所14番 3  
 同 大字村木沢字替所6895番  
 3 供用開始の期日 平成16年 1月23日

山形県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月23日から同年 2月 5日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路 線 名 上山七ヶ宿線  
 (2) 供用開始の区間 上市市榎下字届橋1323番から  
 同 1328番 5 まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年 1月23日  
 2 (1) 路 線 名 中野長町線  
 (2) 供用開始の区間 山形市藤治屋敷 3 番 1 から  
 同 上まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年 1月23日  
 3 (1) 路 線 名 大森中野線  
 (2) 供用開始の区間 山形市大字中野字楯1802番 1 から  
 同 532番 1 まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年 1月23日

## 山形県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の指定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3591番3から<br>同 3595番5まで | 旧    | 23.0メートル<br>15.6 | メートル<br>204 |
| 同 上                                  | 新    | 26.5メートル<br>17.0 | 同 上         |

## 山形県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3591番3から  
同 3595番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年1月23日

## 山形県告示第70号

次の開発行為は、完了した。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年12月9日 指令最総建第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市五日町字上小月野1391 - 1、1391 - 10、1392 - 1、1392 - 5、1393 - 1、1400 - 1、1400 - 4、1401 - 2、1400 - 4先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11  
株式会社 ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

## 山形県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区域並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|------------------|------------|
| 東置賜郡高畠町大字入生田字川南29番2 から<br>同 字川北804番13まで | 旧    | 20.0メートル<br>9.3  | メートル<br>95 |
| 同 上                                     | 新    | 22.5メートル<br>16.0 | 同 上        |

## 選挙管理委員会関係

### 山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年 1月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

### 政 党

| 政 治 団 体 の 名 称    | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|------------------|--------------|---------------|
| 自由民主党山形県新庄市第一支部  | 解 散          | 平成15. 6.18    |
| 自由民主党山形県衆議院選挙区支部 | 解 散          | 平成15.12.25    |

### その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------------|--------------|---------------|
| 上野浩一後援会         | 解 散          | 平成15. 3.31    |
| 石川隆一後援会         | 解 散          | 平成15. 6.30    |
| 小松きんじ後援会        | 解 散          | 平成15. 7. 3    |
| やしま俊一後援会        | 解 散          | 平成15.11. 3    |
| スノー・ネットワーク・センター | 解 散          | 平成15.11.13    |
| 日向稔後援会          | 解 散          | 平成15.11.20    |
| 佐藤茂後援会          | 解 散          | 平成15.11.27    |
| 小野寺良信後援会        | 解 散          | 平成15.11.29    |
| さざわ浩を励ます会       | 解 散          | 平成15.12. 1    |
| 峯田寿郎後援会         | 解 散          | 平成15.12.14    |

|           |     |            |
|-----------|-----|------------|
| 阿部千昭後援会   | 解 散 | 平成15.12.15 |
| 千秋会       | 解 散 | 平成15.12.15 |
| 中山町をよくする会 | 解 散 | 平成15.12.16 |
| 東海林やすお後援会 | 解 散 | 平成15.12.17 |
| 近岡理一郎後援会  | 解 散 | 平成15.12.25 |
| 岡和会       | 解 散 | 平成15.12.25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 1月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

(政党)

(資金管理団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 自由民主党山形<br>県新庄市第一支<br>部 | 自由民主党山形<br>県衆議院選挙区<br>支部 | 千秋会      |
|----------------------------------|-------------------------|--------------------------|----------|
| 報告年月日                            | 15. 7.17                | 15.12.25                 | 15.12.25 |
| 収入総額                             | 8,100,562               | 27,957,364               | 76,598   |
| 前年繰越額                            | 1,297                   | 6,609,564                | 76,598   |
| 本年收入額                            | 8,099,265               | 21,347,800               | 0        |
| 支出総額                             | 8,100,562               | 27,957,364               | 0        |
| 本年收入の内訳                          |                         |                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                         | 1,947,600<br>1,763       |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 8,099,265               | 11,900,000               | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 1,360,000               | 120,000                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 6,739,265               | 11,780,000               |          |
| 政党匿名寄附                           |                         |                          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                         |                          |          |
| 交付金収入                            |                         | 7,500,000                |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |                         |                          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                         | 200<br>200               |          |
| 支出の内訳                            |                         |                          |          |
| 経常経費                             | 2,922,020               | 12,221,848               | 0        |
| 人件費                              | 1,000,000               | 5,611,567                |          |
| 光熱水費                             |                         | 233,390                  |          |
| 備品・消耗品費                          | 471,565                 | 1,658,257                |          |
| 事務所費                             | 1,450,455               | 4,718,634                |          |
| 政治活動費                            | 5,178,542               | 15,735,516               | 0        |
| 組織活動費                            | 467,980                 | 1,179,705                |          |
| 選挙関係費                            |                         |                          |          |
| 事業費                              | 0                       | 251,305                  | 0        |
| 機関紙誌発行事業費                        |                         |                          |          |
| 宣伝事業費                            |                         | 251,305                  |          |
| パーティー事業費                         |                         |                          |          |
| その他の事業費                          |                         |                          |          |
| 調査研究費                            |                         | 73,514                   |          |
| 寄附・交付金                           | 4,500,562               | 14,230,992               |          |
| その他の経費                           | 210,000                 |                          |          |
| 資産等の有無                           | 無                       | 無                        | 無        |

(その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                   | 岡和会      | 小松きんじ後援会 | スノー・ネットワーク・センター |
|---------------------------|----------|----------|-----------------|
| 報告年月日                     | 15.12.25 | 15. 8. 1 | 15.11.13        |
| 収入総額                      | 205,944  | 67,789   | 0               |
| 前年繰越額                     | 205,942  | 17,789   | 0               |
| 本年収入額                     | 2        | 50,000   | 0               |
| 支出総額                      | 205,944  | 67,789   | 0               |
| 本年收入の内訳                   |          |          |                 |
| 個人の党費・会費  金額              |          | 50,000   |                 |
| 員数(人)                     |          | 50       |                 |
| 寄附(内訳別掲)                  | 0        | 0        | 0               |
| 個人分<br>(うち特定寄附)           |          |          |                 |
| 団体分                       |          |          |                 |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |          |                 |
| 政党匿名寄附                    |          |          |                 |
| 事業収入(内訳別掲)                |          |          |                 |
| 交付金収入                     |          |          |                 |
| 借入金(内訳別掲)                 |          |          |                 |
| その他の収入(内訳別掲)              | 2        |          |                 |
| 1件10万円未満のもの               | 2        |          |                 |
| 支出の内訳                     |          |          |                 |
| 経常経費                      | 0        | 0        | 0               |
| 人件費                       |          |          |                 |
| 光熱水費                      |          |          |                 |
| 備品・消耗品費                   |          |          |                 |
| 事務所費                      |          |          |                 |
| 政治活動費                     | 205,944  | 67,789   | 0               |
| 組織活動費                     |          | 67,789   |                 |
| 選挙関係費                     |          |          |                 |
| 事業費                       | 0        | 0        | 0               |
| 機関紙誌発行事業費                 |          |          |                 |
| 宣伝事業費                     |          |          |                 |
| パーティー事業費                  |          |          |                 |
| その他の事業費                   |          |          |                 |
| 調査研究費                     |          |          |                 |
| 寄附・交付金                    | 205,944  |          |                 |
| その他の経費                    |          |          |                 |
| 資産等の有無                    | 無        | 無        | 無               |

単位：円

| 政治団体の名称                                             | 日向稔後援会        | 小野寺良信後援会  | 石川隆一後援会  |
|-----------------------------------------------------|---------------|-----------|----------|
| 報告年月日                                               | 15.11.27      | 15.12.1   | 15.12.12 |
| 収入総額                                                | 66,000        | 5,048,943 | 34,301   |
| 前年繰越額                                               | 5,000         | 90,323    | 34,301   |
| 本年収入額                                               | 61,000        | 4,958,620 | 0        |
| 支出総額                                                | 66,000        | 5,048,943 | 0        |
| 本年収入の内訳                                             |               |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）                                | 51,000<br>102 |           |          |
| 寄附（内訳別掲）                                            | 10,000        | 0         | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）<br>団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） | 10,000        |           |          |
| 政党匿名寄附                                              |               |           |          |
| 事業収入（内訳別掲）                                          |               | 414,000   |          |
| 交付金収入                                               |               |           |          |
| 借入金（内訳別掲）                                           |               | 4,544,620 |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの                         |               |           |          |
| 支出の内訳                                               |               |           |          |
| 経常経費                                                | 0             | 2,837,421 | 0        |
| 人件費                                                 |               | 750,000   |          |
| 光熱水費                                                |               |           |          |
| 備品・消耗品費                                             |               | 938,670   |          |
| 事務所費                                                |               | 1,148,751 |          |
| 政治活動費                                               | 66,000        | 2,211,522 | 0        |
| 組織活動費                                               | 66,000        | 482,570   |          |
| 選挙関係費                                               |               |           |          |
| 事業費                                                 | 0             | 1,728,952 | 0        |
| 機関紙誌発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費           |               | 1,728,952 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                           |               |           |          |
| 資産等の有無                                              | 無             | 無         | 無        |

単位：円

| 政治団体の名称                                   | 上野浩一後援会  | さざわ浩を励ます会 | 阿部千昭後援会  |
|-------------------------------------------|----------|-----------|----------|
| 報告年月日                                     | 15.12.12 | 15.12.15  | 15.12.15 |
| 収入総額                                      | 0        | 44,624    | 149,519  |
| 前年繰越額                                     | 0        | 44,624    | 149,519  |
| 本年収入額                                     | 0        | 0         | 0        |
| 支出総額                                      | 0        | 0         | 0        |
| 本年収入の内訳                                   |          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                      |          | 80        |          |
| 寄附(内訳別掲)                                  | 0        | 0         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                           |          |           | 0        |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)          |          |           |          |
| 政党匿名寄附                                    |          |           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                                |          |           |          |
| 交付金収入                                     |          |           |          |
| 借入金(内訳別掲)                                 |          |           |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの               |          |           |          |
| 支出の内訳                                     |          |           |          |
| 経常経費                                      | 0        | 0         | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費            |          |           |          |
| 政治活動費                                     | 0        | 0         | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                     | 0        | 0         | 0        |
| 機関紙誌発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |           |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                 |          |           |          |
| 資産等の有無                                    | 無        | 無         | 無        |



単位：円

| 政治団体の名称                                   | やしま俊一後援会        | 佐藤茂後援会    | 中山町をよくする会        |
|-------------------------------------------|-----------------|-----------|------------------|
| 報告年月日                                     | 15.11.19        | 15.11.27  | 15.12.16         |
| 収入総額                                      | 71,130          | 0         | 535,652          |
| 前年繰越額                                     | 71,130          | 0         | 525,148          |
| 本年収入額                                     | 0               | 0         | 10,504           |
| 支出総額                                      | 10,500          | 0         | 286,425          |
| 本年収入の内訳                                   |                 |           |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                      |                 |           | 10,500<br>21     |
| 寄附(内訳別掲)                                  | 0               | 0         | 0                |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                           |                 |           |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)          |                 |           |                  |
| 政党匿名寄附                                    |                 |           |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                                |                 |           |                  |
| 交付金収入                                     |                 |           |                  |
| 借入金(内訳別掲)                                 |                 |           |                  |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの               |                 |           | 4<br>4           |
| 支出の内訳                                     |                 |           |                  |
| 経常経費                                      | 0               | 0         | 0                |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費            |                 |           |                  |
| 政治活動費                                     | 10,500          | 0         | 286,425          |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                     | 10,500<br><br>0 | <br><br>0 | 286,425<br><br>0 |
| 機関紙誌発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |                 |           |                  |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                 |                 |           |                  |
| 資産等の有無                                    | 無               | 無         | 無                |

単位：円

| 政治団体の名称                          | 峯田寿郎後援会  | 東海林やすお後援会 | 近岡理一郎後援会         |
|----------------------------------|----------|-----------|------------------|
| 報告年月日                            | 15.12.19 | 15.12.25  | 15.12.25         |
| 収入総額                             | 0        | 0         | 6,012,638        |
| 前年繰越額                            | 0        | 0         | 262,633          |
| 本年収入額                            | 0        | 0         | 5,750,005        |
| 支出総額                             | 0        | 0         | 6,012,638        |
| 本年収入の内訳                          |          |           |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |           |                  |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0         | 5,670,000        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |           |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |           | 5,670,000        |
| 政党匿名寄附                           |          |           |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |           |                  |
| 交付金収入                            |          |           |                  |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |           |                  |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |           | 80,005<br>80,005 |
| 支出の内訳                            |          |           |                  |
| 経常経費                             | 0        | 0         | 5,960,285        |
| 人件費                              |          |           | 5,025,930        |
| 光熱水費                             |          |           |                  |
| 備品・消耗品費                          |          |           |                  |
| 事務所費                             |          |           | 934,355          |
| 政治活動費                            | 0        | 0         | 52,353           |
| 組織活動費                            |          |           |                  |
| 選挙関係費                            |          |           |                  |
| 事業費                              | 0        | 0         | 0                |
| 機関紙誌発行事業費                        |          |           |                  |
| 宣伝事業費                            |          |           |                  |
| パーティー事業費                         |          |           |                  |
| その他の事業費                          |          |           |                  |
| 調査研究費                            |          |           |                  |
| 寄附・交付金                           |          |           | 52,353           |
| その他の経費                           |          |           |                  |
| 資産等の有無                           | 無        | 無         | 無                |

## 自由民主党山形県新庄市第一支部

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金 額      | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 長 澤 憲 一   | 300,000円 | 新庄市    |
| 田 中 昌 明   | 500,000円 | 新庄市    |
| 鈴 木 秀之助   | 500,000円 | 新庄市    |
| 沼 沢 正 則   | 60,000円  | 新庄市    |

## (法人その他の団体)

| 寄附者の氏名・名称     | 金額       | 住所・所在地 |
|---------------|----------|--------|
| 星川建設(株)       | 500,000円 | 最上郡金山町 |
| (株)新庄市給食センター  | 60,000円  | 新庄市    |
| 新日本設計(株)山形営業所 | 60,000円  | 新庄市    |
| さいほく鉄工(株)     | 60,000円  | 新庄市    |
| (有)海藤建設       | 60,000円  | 新庄市    |
| 白谷ボデー         | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)大場組        | 300,000円 | 最上郡最上町 |
| 新庄土木(株)       | 60,000円  | 新庄市    |
| 第一建設工業(株)     | 60,000円  | 新庄市    |
| 松波建設(株)       | 120,000円 | 山形市    |
| 八鍬酒店          | 59,265円  | 新庄市    |
| 河村産業(株)       | 60,000円  | 山形市    |
| (株)ユアテック      | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)八鍬土建       | 60,000円  | 最上郡大蔵村 |
| 伊藤工業(株)       | 120,000円 | 山形市    |
| 北日本くみあい飼料(株)  | 60,000円  | 山形市    |
| (株)くみあい食品センター | 60,000円  | 天童市    |
| 白岩土木建築(株)     | 500,000円 | 最上郡金山町 |
| 丸充建設(株)       | 500,000円 | 新庄市    |
| 小林建設(株)       | 120,000円 | 新庄市    |
| マルミツ産業(株)     | 60,000円  | 新庄市    |
| 新庄生コンクリート(株)  | 60,000円  | 新庄市    |
| 北日本特殊工工業(株)   | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)伊藤組        | 100,000円 | 最上郡舟形町 |
| (株)ヒラタ住工設備    | 500,000円 | 新庄市    |
| 永井建設(株)       | 500,000円 | 新庄市    |
| 第一塗装工業(有)     | 300,000円 | 新庄市    |
| タナカ工芸(有)      | 60,000円  | 新庄市    |
| 松岡(株)         | 60,000円  | 飽海郡松山町 |
| (株)大地会館       | 180,000円 | 新庄市    |
| (株)酒井酒店       | 180,000円 | 新庄市    |
| (株)増田製作所      | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)黒田建設       | 180,000円 | 新庄市    |
| (株)丸万コンクリート   | 180,000円 | 新庄市    |
| (株)佐藤運送       | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)ヤマザワ       | 100,000円 | 山形市    |
| (株)協同測量設計センター | 500,000円 | 新庄市    |
| (株)柴田組        | 500,000円 | 新庄市    |
| (有)深田酒店       | 60,000円  | 新庄市    |
| (株)沼澤工務店      | 100,000円 | 新庄市    |

## 自由民主党山形県衆議院選挙区支部

## ○寄附の内訳

## (個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 桑原晴雄      | 120,000円 | 宮城県仙台市 |

## (法人その他の団体分)

| 寄附者の氏名・名称      | 金 額      | 住所・所在地  |
|----------------|----------|---------|
| 佐藤建設(株)        | 360,000円 | 鶴岡市     |
| 勝川建設(株)        | 500,000円 | 西村山郡河北町 |
| (株)黒田組         | 500,000円 | 西村山郡河北町 |
| 金内建設(株)        | 500,000円 | 東田川郡櫛引町 |
| 白岩土木建築(株)      | 500,000円 | 最上郡金山町  |
| 黒沢建設工業(株)      | 180,000円 | 山形市     |
| 沼田建設(株)        | 500,000円 | 新庄市     |
| (株)大栄          | 360,000円 | 東田川郡朝日村 |
| 泰昌建設(株)        | 250,000円 | 山形市     |
| 川田建設(株)        | 240,000円 | 最上郡鮭川村  |
| 升川建設(株)        | 500,000円 | 西村山郡河北町 |
| 大山建設(株)        | 360,000円 | 尾花沢市    |
| 永井建設(株)        | 300,000円 | 新庄市     |
| (株)矢萩土建        | 500,000円 | 村山市     |
| 渋谷建設(株)        | 250,000円 | 山形市     |
| 東海林建設(株)       | 120,000円 | 天童市     |
| 星川建設(株)        | 500,000円 | 最上郡金山町  |
| (株)ピー・エス三菱     | 240,000円 | 東京都中央区  |
| 丸充建設(株)        | 500,000円 | 新庄市     |
| 日本環境科学(株)      | 500,000円 | 山形市     |
| (株)伊藤組         | 100,000円 | 最上郡舟形町  |
| (株)柴田組         | 500,000円 | 新庄市     |
| 松尾橋梁(株)東京本店    | 150,000円 | 東京都中央区  |
| (株)建北社         | 200,000円 | 村山市     |
| 日本車輛製造(株)仙台営業所 | 120,000円 | 宮城県仙台市  |
| 日本地下水開発(株)     | 500,000円 | 山形市     |
| 日本水資源開発(株)     | 500,000円 | 山形市     |
| (株)ソア          | 500,000円 | 新庄市     |
| 神室工業(株)        | 500,000円 | 最上郡真室川町 |
| 山形建設(株)        | 500,000円 | 山形市     |
| 置賜建設(株)        | 200,000円 | 天童市     |
| (株)丸吉          | 250,000円 | 東根市     |

## ○本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 収入金額(円)    |
|-------------------|------------|------------|
| 自由民主党本部           | 東京都千代田区    | 7,500,000円 |

千秋会

## ○資金管理団体の指定の状況

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 |
|------------------|-------------------|
| 阿 部 千 昭          | 櫛引町長              |

小野寺良信後援会

## ○事業収入の内訳

| 事業の種類 | 金 額      |
|-------|----------|
| 後援会総会 | 414,000円 |

## ○借入金の内訳

| 借入先   | 金 額        |
|-------|------------|
| 小野寺良信 | 4,544,620円 |

## ○資産等の内訳

(借入金)

| 借入先   | 金 額        |
|-------|------------|
| 小野寺良信 | 4,544,620円 |

近岡理一郎後援会

## ○寄附の内訳

(政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金 額        | 住所・所在地 |
|-----------|------------|--------|
| 真政会       | 5,670,000円 | 東京都杉並区 |

## 山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出あった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 1月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

## (資金管理団体) (その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | 登坂直樹・樹にする会 | 川越孝男後援会  | 登坂直樹後援会  |
|----------------------------------|------------|----------|----------|
| 報告年月日                            | 16. 1. 7   | 15.10. 1 | 16. 1. 7 |
| 収入総額                             | 0          | 57,750   | 697,857  |
| 前年繰越額                            | 0          | 0        | 4,497    |
| 本年収入額                            | 0          | 57,750   | 693,360  |
| 支出総額                             | 0          | 57,750   | 693,360  |
| 本年收入の内訳                          |            |          |          |
| 個人の党費・会費 金額                      |            | 55,500   |          |
| 員数(人)                            |            | 111      |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0          | 2,250    | 693,360  |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |            | 2,250    | 693,360  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |            |          |          |
| 政党匿名寄附                           |            |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |            |          |          |
| 交付金収入                            |            |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |            |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |            |          |          |
| 支出の内訳                            |            |          |          |
| 経常経費                             | 0          | 13,350   | 0        |
| 人件費                              |            |          |          |
| 光熱水費                             |            |          |          |
| 備品・消耗品費                          |            | 6,710    |          |
| 事務所費                             |            | 6,640    |          |
| 政治活動費                            | 0          | 44,400   | 693,360  |
| 組織活動費                            |            | 11,700   | 425,515  |
| 選挙関係費                            |            |          |          |
| 事業費                              | 0          | 32,700   | 267,845  |
| 機関紙誌発行事業費                        |            | 7,500    | 267,845  |
| 宣伝事業費                            |            |          |          |
| パーティー事業費                         |            |          |          |
| その他の事業費                          |            | 25,200   |          |
| 調査研究費                            |            |          |          |
| 寄附・交付金                           |            |          |          |
| その他の経費                           |            |          |          |
| 資産等の有無                           | 無          | 無        | 無        |

## 登坂直樹・気にする会

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

登坂直樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類

酒田市議

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により東根市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ新東根ショッピングセンター  
東根市大字東根甲7420番地 5
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年 8月29日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ショッピングセンター  
天童市楸ノ町土地区画整理事業地内17街区 3 番外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年 8月29日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ショッピングセンター  
天童市楸ノ町土地区画整理事業地内17街区 3 番外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年 8月29日
- 3 意見の概要  
近隣住民から騒音及び光害等に関する苦情があった場合は、誠意を持ってその解決に努力すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により河北町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに河北町役場において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ河北店  
西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月29日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により東根市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
東根北ショッピングセンター  
東根市温泉町三丁目3番6号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月29日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により村山市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに村山市役所において平成16年2月23日まで縦覧に供する。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ村山店  
村山市大字河島字碓178番1外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月29日
- 3 意見の概要  
意見なし

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|--------------|---------------|------|---------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積(平方メートル) |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 |        | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営太田町アパート3号  | 米沢市太田町五丁目1-10 | 3DK  | 74.0                | 2    | 一般用 | 23,900          | 29,100                     | 34,400                     | 39,700                     | 45,800 | 52,600                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 中田第2アパート1号 | 同 中田町901-2    | 同    | 54.6                | 2    | 同   | 13,100          | 15,900                     | 18,900                     | 21,800                     | 25,100 | 28,900                     |                            |
| 同 玉ノ木アパート    | 同 通町八丁目2-95   | 同    | 55.7                | 1    | 同   | 14,400          | 17,400                     | 20,600                     | 23,800                     | 27,500 | 31,600                     |                            |
| 同 中田第1アパート4号 | 同 中田町658-3    | 同    | 75.4                | 1    | 同   | 25,500          | 31,000                     | 36,600                     | 42,300                     | 48,800 | 56,100                     |                            |
| 同 5号         | 同             | 同    | 75.4                | 1    | 同   | 25,800          | 31,400                     | 37,100                     | 42,800                     | 49,400 | 56,800                     |                            |
| 同 相生アパート1号   | 同 相生町7-65     | 同    | 69.2                | 1    | 同   | 22,200          | 27,000                     | 31,900                     | 36,800                     | 42,500 | 48,900                     |                            |
| 同 2号         | 同             | 同    | 72.9                | 2    | 同   | 23,400          | 28,400                     | 33,600                     | 38,800                     | 44,800 | 51,500                     |                            |
| 同 3号         | 同             | 同    | 72.9                | 1    | 同   | 23,700          | 28,800                     | 34,100                     | 39,300                     | 45,400 | 52,100                     |                            |
| 同 関口アパート2号   | 南陽市宮内352-3    | 同    | 68.3                | 1    | 同   | 23,800          | 28,800                     | 34,100                     | 39,400                     | 45,500 | 52,200                     |                            |
| 同 糠野目アパート    | 高畠町大字福沢525-5  | 同    | 51.2                | 1    | 同   | 12,000          | 14,600                     | 17,300                     | 20,000                     | 23,100 | 26,500                     |                            |
| 同 大町アパート     | 同 大字高畠695-12  | 同    | 58.0                | 1    | 同   | 14,200          | 17,200                     | 20,300                     | 23,500                     | 27,100 | 31,200                     |                            |
| 同 糠野目第2アパート  | 同 福沢南21-2     | 同    | 62.6                | 1    | 同   | 17,200          | 20,800                     | 24,600                     | 28,500                     | 32,900 | 37,700                     |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年2月2日から同月6日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年2月6日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成16年3月中旬

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 1月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 みらいず
  - (2) 代表者の氏名  
進藤 進
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県酒田市下安町 3 番 5 号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ人や、誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前を送ることができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪トラック(7トン級 除雪専用) 1台
  - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2723
  - (3) 落札者を決定した日 平成15年12月 9日
  - (4) 落札者の名称及び所在地  
山形いすゞ自動車株式会社 山形市蔵王成沢字主屋敷415番地 2
  - (5) 落札金額 25,200,000円
  - (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成 7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第 3条の公告を行った日 平成15年11月28日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
小形除雪車(1.3メートル級) 1台
  - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2723
  - (3) 落札者を決定した日 平成15年12月 9日
  - (4) 落札者の名称及び所在地  
昭和建機株式会社 山形市大字十字字1,128番地 1
  - (5) 落札金額 11,077,500円
  - (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - (7) 特例規則第 3条の公告を行った日 平成15年11月28日
- 3 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
小形除雪車(1.0メートル級) 1台
  - (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2723
  - (3) 落札者を決定した日 平成15年12月 9日
  - (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社東商 山形市南二番町 8 番 4 号
  - (5) 落札金額 5,250,000円
  - (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - (7) 特例規則第 3条の公告を行った日 平成15年11月28日
- 4 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- 凍結防止剤散布車（2.5立方メートル級 四輪駆動） 2台
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成15年12月9日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社流通団地オリエントオートサービス  
山形市流通センター四丁目2番地の1
- (5) 落札金額 26,565,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年11月28日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成16年度における山形県の物品等及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント及び工事材料を除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

平成16年 1月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電気・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車附属品・自転車類、印刷物、地図・青写真・複写類、燃焼類、道路標識・安全保安用品類、船舶類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があったことにより入札の参加を制限されているもの

イ 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立の害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があったことにより入札の参加を制限されている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) その他入札参加者として不適当と認められる者

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

(1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては2の(1)に掲げる者に該当しないことを証する書類

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県内に事務所又は事業所を有する法人にあつては法人県民税及び法人事業税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書、山形県内に事務所又は事業所を有しない法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、山形県内に事務所又は事業所を有する個人にあつては個人事業税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書、山形県内に事務所又は事業所を有しない個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ホ 会社（営業）概要

ヘ 仕入先一覧表

ト 代理店（特約店）証明書

チ 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

リ 営業許可・許可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成17年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、山形県財務規則第125条第1項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤      | 正      |
|------------|--------------|-----|----|--------|--------|
| 平成15.11.28 | 号外(93)       | 12  | 13 | 第8条第4条 | 第8条第4項 |

平成16年1月23日印刷  
平成16年1月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056